

報告第 8 号

令和3年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について
令和3年度熊本県電気事業会計の支出予算のうち、令和4年度に次のおり繰り越した
ので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき報告
する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和3年度熊本県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金等 交付金	事業収益	損益勘定 留保資金等			
1 事業費	1 営業費用		円 77,690,000	円 24,664,244	円 52,835,187	円	円 52,835,187	円	円 190,569	円	
		緑川第一発電所取水ロスクリーン更新工事に伴う除却費	34,485,000		34,485,000		34,485,000				当該工事の繰越しに伴い、除却についても年度内施工ができなかったため。
		発電総合管理所集中監視制御システム更新工事に伴う除却費	2,000,000		1,931,938		1,931,938		68,062		当該工事の繰越しに伴い、除却についても年度内施工ができなかったため。
		緑川発電所放流警報装置更新工事に伴う除却費	3,000,000		3,000,000		3,000,000				当該工事の繰越しに伴い、除却についても年度内施工ができなかったため。
		ダム発電所監視用カメラシステム保守に係る監視カメラ修繕業務	8,205,000	4,664,244	3,418,249		3,418,249		122,507		新型コロナウイルス感染拡大の影響により、監視カメラの納期が遅延し、修繕に不測の日数を要したため。
		水力発電所リニューアルに係る地元振興支援事業交付金	30,000,000	20,000,000	10,000,000		10,000,000				交付先において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、備品の納期が遅延し、年度内施行ができなかったため。